

令和元年分 青色申告の決算の手引き（現金主義用）

税 務 署

目	次
◎ 決算の仕方	VIII 決算書の作成 6 ページ
I 帳簿の内容の確認と累計の計算 1 ページ	IX 消費税等の経理処理 7 ページ
II 収入金額の整理 1 ページ	X 消費税の課税事業者の判定 7 ページ
III 必要経費の整理 2 ページ	XI 帳簿などの保存 7 ページ
IV 減価償却費の計算 4 ページ	◎ 月別総括表の記載例 7 ページ
V 事業用固定資産の損失の計算 6 ページ	◎ 決算書の書き方 8 ページ
VI 債権の貸倒損失など 6 ページ	主な減価償却資産の耐用年数表 10 ページ
VII その他 6 ページ	減価償却資産の償却率等表 12 ページ

- この説明書は、いわゆる現金主義によって青色申告をしている営業所得者を中心に、現金式簡易帳簿に基づいて「決算書」を作成するための決算の仕方及びその決算に基づく決算書の書き方について説明してあります。決算は、目次の順序に従って行うと便利です。
- 下線を付した箇所は、改正があった箇所です。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、税に関する情報のほか、画面の案内に従って金額等を入力することにより申告書や青色申告決算書などを作成することができます。
- この説明書は、令和元年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。
- 令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

◎ 決算の仕方

I 帳簿の内容の確認と累計の計算

まず、帳簿に記入されている事項を領収書や伝票などの原始記録や預金通帳などと照合して、記入に誤りがないかどうかを確かめ、誤りがあるときはこれを訂正の上、1月から12月までの累計を計算して記入します。

II 収入金額の整理

現金主義の方法による場合の収入金額は、本年中に実際に入金した商品の売上代金や請負代金、家事用や事業用として本年中に消費した商品の販売価額などですが、次のような点に注意して整理します。

受取小切手など	小切手などで受け取った場合は、その受け取ったときの収入金額になります。
受 取 手 形	手形で受け取った場合は、その手形を受け取ったときの収入金額になるのではなく、その手形について支払を受けたときや、その手形を割り引いたり他の支払に回したときの収入金額になります。 ※ 受取手形を仕入代金やその他の必要経費の支払に回した場合には、その金額を必要経費にも含めます。 受取手形を割り引いたり、他の支払に回した後において、その手形が不渡りになったために求償を受けて代金を支払った場合には、その金額は収入金額から減額することになります。
預金口座振込入金	直接預金口座に振り込まれた金額も、振り込まれたときの収入金額になります。
現 物 収 入	商品の代金などを金銭以外の品物などで受け取った場合は、その品物などの時価によって計算した金額が、その受け取ったときの収入金額になります。
売掛金や未収入金	年末に売掛金や未収入金として残っている金額は、本年分の収入金額になりません。 ※ 前年以前の商品の売上代金などでも、本年中に実際に入金があった金額は、本年分の収入金額になります。
前 受 金	前受金は、それを受け取ったときの収入金額になります。 ※ 事業の収入金額としないで「その他の入金」として記帳している場合には、その金額を収入金額に振り替えて記入します。
家事消費した商品など	棚卸資産を、家事のために消費したり、贈与したような場合は、代金の入金がなくとも、その消費や贈与をしたときの収入金額になります。 ※ この場合の収入金額は、原則として、その商品などの通常の販売価額によって計算しますが、仕入価額（仕入価額が通常の販売価額のおおむね70%の金額よりも低いときは、通常の販売価額の70%の金額）で収入金額を計算しても差し支えありません。
損害保険金、補償金など	棚卸資産について受け取った保険金や損害賠償金、休業などに伴う収益の補償として受け取った補償金など、事業の収入に代わる性質をもっているものは、原則としてその受け取ったときの収入金額になります。 ※ 心身に損害を加えられたため事業に従事することができなかった場合に、その間の収益の補償として受け取った慰謝料その他の損害賠償金は、収入金額には含めません。
雑 収 入	空箱・作業くずなどの売却代金、仕入割引、リベート、取引先や使用人に対して事業上貸し付けた貸付金の利子、使用人の寄宿舎の使用料などを受け取った場合は、その受け取ったときの収入金額になります。
消 費 税 等	消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理を税込経理方式（7ページ参照）によっている場合において、消費税等の還付税額が生じたときは、その還付税額は、還付を受けた年の収入金額になります。

減価償却資産の売却代金	機械装置や器具備品などの減価償却資産の売却代金は、原則として、譲渡所得の収入金額になり、事業所得の収入金額にはなりません。 ※ 次のようなものの売却代金は、その代金を受け取ったときの事業所得の収入金額になります。 ① 取得価額が10万円未満のもの（その事業にとって基本的に重要なものを除きます。）や使用可能期間が1年未満のもの ② 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産で一括償却資産として必要経費にすることとしたもの（その事業にとって基本的に重要なものを除きます。） ③ 貸衣装業の貸衣装のように反復継続して売却することがその事業の性質上通常であるもの ④ 既にスクラップ化したもの
-------------	---

Ⅲ 必要経費の整理

現金主義の方法による場合の必要経費は、本年中に実際に支出した商品の仕入代金や販売費、管理費など事業の収入を得るために必要な費用などですが、次のような点に注意して整理します。

支払小切手など	小切手などで支払った場合は、その支払ったときの必要経費になります。
支払手形	手形を振り出したり引き受けたりした場合は、そのときの必要経費になるのではなく、その手形について支払をしたときの必要経費になります。 ※ 本年中に振出しや引受けをした支払手形について、その手形を振り出したときや引き受けたときに必要経費として記帳している場合には、年末の支払手形の残高を必要経費から除外します。また、前年以前に振出しや引受けをした支払手形について、本年中に決済した金額を必要経費に含めていない場合には、必要経費に追加します。
買掛金や未払金	年末に買掛金や未払金などとして残っている金額は、本年分の必要経費にはなりません。 ※ 前年以前の商品の仕入代金などでも、本年中に実際に支出した金額は、本年分の必要経費になります。
前払金など	前払金などは、その支出したときの必要経費になります。また、実際に支出した保険料や利子割引料などの経費の中に含まれている翌年分以後の期間に対応するいわゆる未経過部分の金額も、実際に支出したときの必要経費になります。 ※ 事業の必要経費としないで「その他の支出」として記帳している場合には、その金額を必要経費に振り替えて記入します。
少額な減価償却資産	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産（ 国外リース資産 や リース資産 を除きます。）については、減価償却をしないで、使用したときにその取得価額がそのまま必要経費になります。
一括償却資産	取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産（ 国外リース資産 や リース資産 、 少額な減価償却資産 を除きます。）については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。
少額減価償却資産	一定の中小事業者が該当する青色申告者が、取得価額10万円以上30万円未満の少額減価償却資産（上記の「一括償却資産」の適用を受けるものを除きます。）を取得等し、その業務の用に使用した場合には、減価償却費の計算をしないで、業務の用に使用したときにその取得価額をそのまま必要経費に算入することができます。ただし、業務の用に使用する年において少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合は、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの取得価額の合計額を限度とします。 ※ この適用を受ける場合には、決算書2ページ「摘要」欄に「措法28の2」と記載します。
家事上の費用 （〔月別総括表の〕 記載例参照）	①衣料費や食費などの家事上の費用、②店舗兼住宅について支出した地代家賃や火災保険料、固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用、③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用などは、必要経費にはなりません。 ※ ②や③の費用など事業と家事の双方に関連のある費用を家事関連費といいますが、家事関連費の事業分と家事分との区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分して計算します。
租税公課	①事業税、固定資産税、自動車税、登録免許税、印紙税などの税金や、②商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会などの会費、組合費又は賦課金などで、本年中に実際に支出した金額が必要経費になりますが、次のような租税公課については、それぞれ次のようになります。 (1) 所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）、相続税、住民税、国税の延滞税・加算税・過怠税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料などは、必要経費にはなりません。 (2) 商店街や組合、協会などの負担金でも、例えば、アーケードやすずらん灯、会館などの共同的施設の負担金のようなものは、繰延資産となり、本年分の期間に対応する償却費が必要経費になります。 ※ 消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式（7ページ参照）によっている場合の消費税等の納付税額は、消費税等の納付をした年の必要経費になります。
接待交際費、寄附金	相手方や支出の理由などからみて、事業を営む上で通常必要と認められる金額が必要経費になります。
研修費用など	事業主や家族従業員、使用人がその事業に直接必要な知識や技能を習得するための研修などを受け、それに要した費用を事業主が支出した場合には、その習得のために通常必要と認められる金額が必要経費になります。

損害賠償金など	事業主や家族従業員、使用人の事業に関連した行為による損害賠償金、慰謝料などを事業主が負担した場合で、これらの者の行為について事業主に故意又は重大な過失がない場合には、必要経費になります。
資本的支出となる改造費など	資産の価額を増したり、使用可能期間を延長したりする次の①から③のような金額は、そのまま必要経費になるのではなく、原則として、資本的支出として一の減価償却資産を取得したものとみなして、その資本的支出額の本年中の使用月数に対応する減価償却費を必要経費にします。 ① 建物の避難階段の取付け等物理的に付加した部分に係る金額 ② 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した金額 ③ 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した金額のうち、通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる金額を超える部分の金額 しかし、資本的支出であっても、次の④や⑤に当たる金額については必要経費にしても差し支えありません。 ④ 一の計画に基づく修理、改良などのために本年中に同一資産について要した金額が20万円未満である場合のその修理、改良などのために支出した金額 ⑤ おおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合の一の計画に基づく修理、改良などのために支出した金額 ※ 一の計画に基づく修理、改良などのために本年中に同一資産について要した金額のうちに資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合には、その金額が60万円未満であるときやその資産の取得価額の10%以下であるときは、その金額を必要経費にすることができる方法などもあります。
賃借している事業用建物の造作費	その支出がそのまま必要経費になるのではなく、本年分の期間に対応する減価償却費が必要経費になります。
現物給与など	使用人に食事や商品などを支給した場合は、必要経費になります。 ※ 商品などの棚卸資産を使用人に支給した場合には、その資産の販売価額を「給料賃金」に含めるとともに、収入金額にも含めます。
資産を取得するための借入金の利子	事業用の建物などの資産を取得するための借入金の利子は必要経費になります。 ※ その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、その資産の取得価額に含めて、本年分の期間に対応する減価償却費を必要経費にしても差し支えありません。
青色専従者給与	『青色事業専従者給与に関する届出書』に記載された金額の範囲内で実際に支給した金額のうち、専従者の専従期間、仕事の内容、従事の程度や他の使用人に支給する給与の状況、その事業の規模、収益の状況などに照らして相当と認められる金額が必要経費になります。
繰延資産の償却費	開業費や開発費、共同的施設の負担金や建物を賃借するための権利金などで、その支出の効果が1年以上の期間に及ぶものは、支出した金額がそのまま必要経費になるのではなく、繰延資産として、次の算式により計算した本年分の期間に対応する償却費が必要経費になります。 【算 式】 $(\text{繰延資産の支出額} \div \text{償却期間の年数}) \times \frac{\text{本年中の償却期間の月数}}{12} = \text{償却費}$ しかし、開業費や開発費については、上の算式で計算した金額によらずその支出した金額のうちの任意の金額を本年分の償却費として必要経費にすることもできます。 なお、開業費や開発費以外の費用でも、20万円未満のものや、国、地方公共団体、商店街などが行う街路の簡易舗装、街灯などの簡易な施設で主として一般公衆の便益に供するもののために支出した負担金は、その全額が支出したときの必要経費になります。 主な繰延資産の償却期間は、次のとおりです。 (1) 開業費（開業準備のために支出した広告宣伝費、開業までの給料賃金など）……5年 (2) 開発費（市場の開拓のために特別に支出した費用など）……5年 (3) 共同的施設の負担金（商店街のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯などを設置するために支出したもの）……5年 (4) 権利金、立退料（事業用の建物を賃借するために支出したもの） ① 賃借建物の新築に際し、所有者に支払うもので、その額がその建物の賃借部分の建築費の大部分を占め、しかもその建物の存続期間中賃借できるもの……その建物の耐用年数の70%の年数 ② 明渡しの際に借家権として転売できるもの……その建物の賃借後の見積耐用年数の70%の年数 ③ その他のもの……5年（賃借期間が5年未満のものは、その期間） ※ 土地を賃借するために支払った権利金や立退料は、借地権の取得価額に含まれるため、必要経費にはなりません。

IV 減価償却費の計算

現金主義の方法による場合であっても、建物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具、器具備品、漁業権、特許権、営業権などの資産（減価償却資産）を取得するために支出した金額（取得価額）は、その支出した金額がそのまま必要経費になるのではなく、これらの資産の種類、構造、用途などの別に、耐用年数を基として計算した本年分の期間に対応する減価償却費が必要経費になります。

減価償却の対象にならない資産	次のような資産は、減価償却の対象にはなりません。 ① 土地、借地権など ② 建設中の建物、販売するために持っている建物や機械など ③ 使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の少額な減価償却資産（2ページ参照） ④ 一括償却資産の必要経費算入を選択した一括償却資産（2ページ参照） ⑤ 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例を選択した少額減価償却資産（2ページ参照） ※ 割賦買入れによる資産は、割賦金を完済するまで所有権が移転しない場合でも、実際に事業に使用していれば、使用開始の時から減価償却します。
減価償却費の計算方法	減価償却費の計算方法には、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については定額法、定率法、生産高比例法など、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法などの計算方法があり、あらかじめ税務署へ届け出ている償却方法によって計算します。 なお、償却方法を届け出していない場合は、原則として、定額法（平成19年3月31日以前に取得したものは旧定額法）によって、計算することになります。 ※ 建物の償却方法については、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法に限られます。 ※ 建物附属設備及び構築物の償却方法については、平成28年4月1日以後に取得したものは定額法に限られます。 【平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産】 [定額法] $\text{償却の基礎になる金額 (取得価額)} \times \text{耐用年数に応ずる定額法の償却率} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ [定率法] ① 償却の基礎になる金額 $\left(\text{取得価額} - \text{前年末までの減価償却費の累積額} \right) \times \text{耐用年数に応ずる定率法の償却率} = \text{調整前償却額}$ ② 取得価額 $\times$ 耐用年数に応ずる保証率 = 償却保証額 「調整前償却額」と「償却保証額」を比較した結果に応じ次の算式により算出します。 ・「調整前償却額」$\geq$「償却保証額」の場合 $\text{調整前償却額} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ ・「調整前償却額」$<$「償却保証額」の場合 $\text{改定取得価額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる改定償却率}}{\text{改定償却率}} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ ※ 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産では、定率法の償却率等が異なります。詳しくは、9、10ページの「○減価償却費の計算」を参照してください。 ※ 改定取得価額とは、最初に調整前償却額が償却保証額に満たないこととなる年の1月1日における未償却残高をいいます。 ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。 【平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産】 [旧定額法] $\text{償却の基礎になる金額 (取得価額の90\%)} \times \text{耐用年数に応ずる旧定額法の償却率} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ [旧定率法] $\left(\text{取得価額} - \text{前年末までの減価償却費の累積額} \right) \times \text{耐用年数に応ずる旧定率法の償却率} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ ※ 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達するまで、上記算式で計算します。 ※ 前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した場合には、その達した年分の翌年分以後5年間にわたって、次の算式により計算した金額を減価償却費として償却を行い、1円まで償却します。 [算式] $(\text{取得価額} - \text{取得価額の95\%相当額} - 1\text{円}) \div 5 \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$

減価償却費の 計算方法（つづき）	※ 取得価額……建物、機械などの取得価額には、購入代金や建築費などのほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産を取得するために支払った費用やその資産を事業に使用するために支払った費用が含まれます。 なお、取得価額や償却の基礎になる金額の計算に当たっては、次のような点に注意してください。 ① 資本的支出がある場合……原則としてその支出した金額を一の減価償却資産の取得価額とします。 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に資本的支出の金額を加算することができます。 定率法を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年1月1日において、その資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残高と、その資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額を、その取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（ただし、その資本的支出を行った減価償却資産とその資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の償却率が異なる場合を除きます。）。 そのほか、同一年中に複数回行った資本的支出につき定率法を採用している場合の特例もあります。 ② 資産を取得するための借入金の利子がある場合……その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、取得価額に含めても、そのまま必要経費にしても差し支えありません。 ③ 代替資産や買換資産などの場合……譲渡所得の計算の特例を受けた場合の代替資産、買換資産などや相続、遺贈又は贈与により取得した資産の取得価額については、従前の資産の取得価額や被相続人などの取得価額を引き継ぐなど特別の計算をする場合があります。 ※ 耐用年数……10、11 ページの「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。 ※ 償却率、改定償却率、保証率……12ページの「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。
減価償却費の 計算の特例	減価償却費の計算には、次のような特例があります。 (1) 中古資産を取得した場合の耐用年数……法定の耐用年数そのままではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。 取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。）を耐用年数とします。 【算 式】 ① （法定耐用年数の全部を経過した資産） $\text{法定耐用年数} \times 0.2 = \text{耐用年数}$ ② （法定耐用年数の一部を経過した資産） $\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8) = \text{耐用年数}$ (2) 資産を譲渡した場合の特例……年途中で譲渡した減価償却資産については、その譲渡の時における償却費の額を譲渡所得の金額の計算上控除する取得費に含めないで、その年分の必要経費に算入しても差し支えありません。 (3) その他の特例……各種の特別償却の特例などがあります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

V 事業用固定資産の損失の計算

建物、機械、器具備品などの事業用固定資産や商店街のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯などの繰延資産の施設を取り壊したり、これらが災害により滅失したなどの場合には、それによって生じた損失額は、その損失を生じた年の必要経費になります。また、その取壊し費用や取り片付け費用などの付随費用も、その支出した年の必要経費になります。

※ ①土地を利用するために、建物付きの土地を購入し、その建物を取り壊した場合には、その建物の損失額とその付随費用は、必要経費とはしないで、土地の取得価額に含めます。また、②土地を譲渡するためにその土地の上にある建物を取り壊した場合には、その建物の損失額と付随費用は、譲渡所得の計算上収入金額から差し引かれることになり、事業所得の必要経費にはなりません。

[算 式]					
建物などの取得価額、繰延資産の支出額	－	取壊しなどの日までの建物などの減価償却費の累積額、繰延資産の償却費の累積額	－	廃材の処分可 + 費用などの付随費用	＝ 必要経費
				保険金や損害賠償金などで補填される金額	

※ 事業用固定資産や繰延資産について、このような損失が生じた場合には、帳簿の末尾に「メモ」用紙などを利用して、その年月日、事由、損失額の計算明細などを記入しておきます。

VI 債権の貸倒損失など

売掛金や未収入金、受取手形など事業上生じた債権は、回収されるまでは収入金額に含められませんから、これらの債権が得意先の資力喪失などのために回収不能となった場合の貸倒損失は、必要経費にはなりません。

※ 得意先に対する立替金や金融業の貸付元本などのように、その債権について決済を受けた場合に事業所得の収入金額とならない債権の貸倒損失は、必要経費になります。また、事業上保証した債務を履行した場合で、債務者に対して求償権を行使することができなくなったことによる損失も同様です。

このような損失が生じた場合には、帳簿の末尾に「メモ」用紙などを利用して、その年月日、事由、金額などを記入しておきます。

VII その他

実際に決済があった収入や支出を基として所得を計算しますから、貸倒引当金や金属鉱業等鉱害防止準備金などの引当金や準備金の特典は認められていません。

VIII 決算書の作成

帳簿や月別総括表（7 ページ参照）の整理が終わったら、決算書を作成しますが、次の点に注意してください。

また、有限責任事業組合の組合事業から生じる事業所得がある方は組合事業ごとに、損益計算書を作成する必要があります。

青色申告特別控除	帳簿や月別総括表に基づいて計算した所得金額から、更に青色申告特別控除額を控除することができます。 ※ 青色申告特別控除は、帳簿には記載しないで、決算書の青色申告特別控除額を計算する欄で計算します。 控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（租税特別措置法第26条の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額から差し引きます。 ① 10万円以下である場合…これらの黒字の金額の合計額 ② 10万円を超える場合……10万円 ※ 控除額は、まず不動産所得の黒字の金額から、その黒字の金額を限度として、上で計算した控除額を差し引き、差し引ききれない残額があるときは、次に事業所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額から順次差し引きます。
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	次のいずれにも当てはまる方については、事業所得及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額について特例が設けられていますので、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ」 ^(注) を参照してください。 ① 家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方 ② 事業所得及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円未満である方

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

Ⅹ 消費税等の経理処理 ※令和元年10月1日から、消費税の軽減税率制度が実施されました。概要はP12をご覧ください。

収入金額及び必要経費の処理	消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいいます。）によっている場合には、消費税等相当額を含めた金額が収入金額又は必要経費になります。 また、税抜経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）によっている場合は、原則として消費税等相当額を除いた金額が収入金額又は必要経費になります。 ※ 減価償却費の計算などに当たっても、税込経理方式によっている場合には消費税等相当額を含め、税抜経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を除いて計算します。 なお、消費税の免税事業者については、消費税等相当額を含めた金額が必要経費になります（減価償却費の計算などに当たっても、消費税等相当額を含めて計算します。）。 また、消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税抜経理方式によっている場合において、年末現在の仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額との差額と消費税等の納付税額又は還付税額とに差額が生じたときなど、ご不明な点は税務署にお尋ねください。
---------------	--

Ⅹ 消費税の課税事業者の判定（課税売上高が1,000万円を超える場合）

令和元年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和3年分の消費税の課税事業者に該当します。

新たに課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書（基準期間用）』^(注)を速やかに納税地の所轄税務署に提出してください。

※1 令和2年分の消費税の基準期間である平成30年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和2年分の消費税の課税事業者に該当します。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

上記の判定により課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書（特定期間用）』^(注)を速やかに納税地の所轄税務署に提出してください。

※2 課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引（事業活動に付随して行われる取引、例えば、事業用建物の売却なども含まれます。）の売上高をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、土地の売却収入、社会保険診療報酬など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます。

※3 平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った個人事業者の方は、その仕入れ等を行った日の属する年分の翌年分以後において、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用が制限される場合があります。

なお、消費税の一般的な事項や手続は『消費税のあらまし』^(注)を、申告や納税の手続は『消費税及び地方消費税の確定申告の手引き』^(注)を参照してください。

また、主な消費税法の改正内容については、『消費税法改正のお知らせ』^(注)を参照してください。

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

Ⅺ 帳簿などの保存

決算が終わった帳簿や月別総括表、納品書、請求書、領収書などの原始記録は、住所地か居所地、事務所・事業所（これらに準ずるものを含みます。）の所在地に、7年間（一定の書類については5年間）保存しておかなければなりません。

◎ 月別総括表の記載例

月	売上総額の内訳		⑤家事消費等	④収入金額 合 (⑦+⑤)	②仕入総額 (帳簿の ④⑤の計)	④経費総額 (帳簿の ⑥⑦の計)	経費総額の内訳					
	⑦売上総額 (帳簿の ①②の計)	①雑収入を 除いた売上 ②雑収入					②給料賃金 (雇人費)	⑦青色専従者 給与額	⑤利子割引料	④地代家賃	②その他の経費 (③-④-⑤)	
1	円 1,045,000	円 1,045,000	円 —	円 1,045,000	円 829,000	円 172,000	円 —	円 70,000	円 4,000	円 10,000	円 88,000	
12	1,674,000	1,670,000	4,000	72,000	1,746,000	1,329,000	—	140,000	5,000	10,000	141,000	
計	16,400,000 (うち軽減税率分 1,250,000)	16,349,000 (うち軽減税率分 1,250,000)	51,000 (うち軽減税率分 0)	72,000	16,472,000 (うち軽減税率分 1,250,000)	11,914,000 (うち軽減税率分 850,000)	2439,645 (うち軽減税率分 220,000)	—	980,000	58,000	48,000	1,281,645 (うち軽減税率分 220,000)
摘要	※家事消費等の見積額の内訳					家事上の費用 などの減額	—	—	—	72,000	289,000	
	A 商品 月平均 3,000 ^円 ×12月 = 36,000 ^円					差引金額	—	980,000	58,000	48,000	992,645 (うち軽減税率分 220,000)	
	B “ “ 2,000 ×12 = 24,000					※上で差し引いた家事上の費用などの内訳						
	C “ “ 1,000 ×12 = 12,000					(地代)						
	計 72,000					(支出額) (家事使用割合)						
						120,000 ^円 × 60% = 72,000 ^円						
						(その他の経費)						
						所得税及び復興特別所得税、住民税 65,000 ^円						
						(支出額) (家事使用割合)						
						固定資産税	50,000 ^円 ×60% = 30,000					
					水道料	40,000 ×70 = 28,000						
					電気料	110,000 ×60 = 66,000						
					燃料費	100,000 ×70 = 70,000						
					火災保険料	50,000 ×60 = 30,000						
					計 289,000							

この記載例は、①家事のために消費した商品などを年末に見積もり、一括して収入金額に追加し、②経費に含まれている必要経費にならない租税公課や家事上の費用の金額を必要経費から除外した場合の例です。

◎ 決算書の書き方

決算書にマイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

令和 01 年分所得税青色申告決算書（現金主義用）

事業の内容を具体的に記入します。
例：青果小売業、自動車板金塗装業など

住 所	〇〇市△△町×-××-×	フリガナ	コクゼイ タロウ (国税)	事務所所在地	
事業所所在地	岡 上	電 話 番 号	(自 宅) ××-××××-×××× (事業所) △△-△△△△-△△△△	氏 名 (名称)	
業 種 名	〇〇小売業	屋 号	〇〇商店	加 入 団 体 名	〇〇青色申告会

令和 2 年 3 月 2 日

収 支 計 算 書
(自 1 月 1 日 至 1 2 月 3 1 日)

提出用
(令和元年分以降用)

科 目	金 額 (円)
収 入 金 額	
売 上 ①	1 6 3 4 9 0 0 0
家 事 消 費 等 ②	7 2 0 0 0 0
雑 収 入 ③	5 1 0 0 0 0
計 ④	1 6 4 7 2 0 0 0
必 要 経 費	
仕 入 ⑤	1 1 9 1 4 0 0 0
給 料 賃 金 ⑥	
利 子 割 引 料 ⑦	5 8 0 0 0 0
地 代 家 賃 ⑧	4 8 0 0 0 0
減 価 償 却 費 ⑨	9 1 9 8 5 8
⑩	
そ の 他 の 経 費 ⑪	9 9 2 6 4 5
計 ⑫	1 3 9 3 2 5 0 3
差 引 金 額 (④-⑫) ⑬	2 5 3 9 4 9 7
専 従 者 給 与 等	
専 従 者 給 与 ⑭	9 8 0 0 0 0
⑮	
計 ⑯	9 8 0 0 0 0
青色申告特別控除前の所得金額 (⑬-⑯) ⑰	1 5 5 9 4 9 7
青色申告特別控除額 ⑱	1 0 0 0 0 0
所 得 金 額 (⑰-⑱) ⑲	1 4 5 9 4 9 7

○青色申告特別控除額の計算

	金 額
本 年 分 の 不 動 産 所 得 の 金 額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額) ㉑	(赤字のときは0) 円
10万円と②のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。) ㉒	
青色申告特別控除前の所得金額 (「収支計算書」の⑬欄の金額を書いてください。) ㉓	(赤字のときは0) 1,559,497
青 色 申 告 特 別 控 除 額 (「10万円-②」と②のいずれか少ない方の金額) ㉔	100,000

○専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢	従事月数	給 料	賃 与	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
国 税 春 子 妻		57	12	840,000	140,000	980,000	0
計			1 2	840,000	140,000	980,000	

○給料賃金の内訳

氏 名	年齢	従事月数	給 料	賃 金	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
			円	円	円	円
計						

●下の欄には、書かないでください。

90		95	
91		96	

○収支計算書

収 入 金 額	売 上 ①	商品などの売上代金について、本年中に実際に収入した金額を記入します。
	家 事 消 費 等 ②	本年中に家事用や事業用に消費した商品などの価額を記入します。
	雑 収 入 ③	空箱・作業くずなどの売却代金やリベートなどの雑収入について、本年中に実際に収入した金額を記入します。
必 要 経 費	仕 入 ⑤	本年中に実際に支出したそれぞれの金額を記入します。
	地 代 家 賃 ⑧	
	減 価 償 却 費 ⑨	減価償却費の計算の⑩の「計」欄の金額を記入します。
	⑩	本年中の事業用固定資産の取壊しなどによる資産損失や事業上の特定の債権の貸倒れによる損失など実際の支出を伴わない減価償却費以外の経費などがある場合に、その費目名と金額を記入します。
	その他の経費 ⑪	本年中に実際に支出した金額を記入します。
専 従 者 給 与	⑭	本年中に実際に支出した金額を記入します。
青色申告特別控除前の所得金額	⑰	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用のある方は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受ける方 [※] 」を参照してください。
青色申告特別控除額	⑱	青色申告特別控除額の計算の㉓欄の金額を記入します。

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

○青色申告特別控除額の計算

青色申告特別控除前の所得金額	㉔	医業又は歯科医業を営む方で租税特別措置法第26条の適用を受ける社会保険診療報酬の所得がある方の場合には、その所得の金額を除いて記入します。
----------------	---	---

○専従者給与の内訳及び○給料賃金の内訳

延 べ 従 事 月 数	従事月数の合計を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税等の源泉徴収税額を記入します。 なお、年途中で退職した方などで年末調整が行われない方については、本年中に徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	④取得価額 (償却保証額) 円	⑤償却の基礎 になる金額 円	償却方法	耐用年数	⑦償却率又は 改定償却率 円	⑧本年中の 償却期間 月	⑨本年分の 普通償却費 (⑤×⑦×⑧) 円	⑩割増(特別) 償却費 円	⑪本年分の 償却費合計 (⑨+⑩) 円	⑫事業専 用割合 %	⑬本年分の必要 経費算入額 (⑪×⑫) 円	⑭未償却残高 (年末残高) 円	摘要
本建建物店舗分	43㎡	H13・7	6,000,000	5,400,000	旧定額	22	0.046	12	248,400	－	248,400	100	248,400	1,404,600	
シャッター分	－	R1・9	600,000	600,000	定額	22	0.046	4	9,200	－	9,200	100	9,200	590,800	
照明設備	1台	H14・1	800,000	40,000	－	－	－	12	8,000	－	8,000	100	8,000	24,000	均等償却
耐火キャビネット	1台	H19・3	700,000	114,486	旧定率	15	0.142	12	16,258	－	16,258	100	16,258	98,228	
レジスター	1台	R1・7	390,000 (42,120)	390,000	定率	5	0.400	6	78,000	－	78,000	100	78,000	312,000	
一括償却資産	－	R1・	180,000	180,000	－	－	1/3	12	60,000	－	60,000	100	60,000	120,000	
パソコン他	－	R1・	合計500,000 (明細は別途保管)	－	－	－	－	12	－	－	－	－	500,000	－	播法28の2
	・	()						12							
	・	()						12							
	・	()						12							
	・	()						12							
計									419,858	－	419,858		919,858	2,549,628	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑧欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	年末現在の借入金等の金額 円	本年中に支出した 利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中に支出した 報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中に支出した 賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
〇〇市△△町×－××	権利		
〇〇 〇〇	土地	120,000	48,000
	権利		
	賃		

◎本年における特殊事情

○減価償却費の計算

	平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産		平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産		
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法	
				250% 定率法	200% 定率法
				平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日までに取得 (※1)	平成 24 年 4 月 1 日 以後に取得 (※2)
① 取得価額 (償却保証額)	取得価額そのままの金額を記入します。 下段の括弧内は記入する必要はありません。			下段の括弧内に償却保証額 (取得価額×保証率)を記入します。	
② 償却の基礎 になる金額	① 「取得価額×90%」の金額 (漁業権や特許権などの無形固定資産は、取得価額そのままの金額) を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額を記入します。	① 前年末の未償却残高 (「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額) を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額を記入します。	取得価額そのままの金額を記入します。	① 本年中に取得した資産は、取得価額そのままの金額を記入します。 ② 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高 (「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額) を記入します。 ③ 調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は改定取得価額 (4 ページ参照) を記入します。	
償 却 方 法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。 ・ 届け出していない方は、旧定額法 (鉱業用減価償却資産は旧生産高比例法) になります。 ・ 平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物は旧定額法になります。				・ 届け出していない方は、定額法 (鉱業用減価償却資産は生産高比例法) になります。 ・ 建物、建物附属設備及び構築物 (建物附属設備、構築物及び鉱業用の建物は平成28年 4 月 1 日以後に取得したものに限ります。) は、定額法 (鉱業用減価償却資産は定額法又は生産高比例法) になります。
耐 用 年 数	10、11ページの「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。				
① 償 却 率 又 は 改 定 償 却 率	12ページの「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。 また、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合には、 調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は耐用年数に応ずる改定償却率を記入します。				
㊦ 本 年 中 の 償 却 期 間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期間の月数を記入します。				
㊧ 本 年 分 の 普 通 償 却 費	① 「㊦×㊨×㊩」で計算した金額を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「{(取得価額－取得価額×95%－1円)÷5}×㊩」の金額を記入します。		「㊦×㊨×㊩」で計算した金額を記入します。 ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。		
㊨ 割 増 (特 別) 償 却 費	中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却などの適用を受ける場合に、割増しなどの部分の償却費 (普通償却費は含めません。) を記入します。				
㊩ 未 償 却 残 高 (年 末 残 高)	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、㊦の金額から㊩の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高 (「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額) から㊩の金額を差し引いた金額				

		平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産		平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産		
		旧定額法	旧定率法	定額法	定率法	
					250% 定率法	200% 定率法
					平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日までに取得 (※1)	平成 24 年 4 月 1 日 以後に取得 (※2)
摘 要	減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「均等償却」と記入します。			調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は「改定償却」と記入します。		
	次のような場合に並び、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 割増償却や特別償却の適用を受ける場合……その特例名 (2) 取得資産が中古である場合……その旨 (3) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月日、事由など (4) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨 (5) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2」 (6) 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2の2」			平成24年 4 月 1 日から 同 年12月31日 までに 取得した減価償却資産について、250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合には、「250%定率法」と記入します。		

※ 1 平成19年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置の適用を受けることができます（平成25年 3 月15日までに『減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書』を提出している方に限ります。）。
 ※ 2 平成24年 4 月 1 日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について、250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250%定率法」の各欄を参照してください。

○地代家賃の内訳

本年中に支出した賃借料・権利金等	本年中に支出した権利金や更新料、賃借料がある場合に、権利金や更新料を上段に、賃借料を下段にそれぞれ記入し、権利金は「権」を、更新料は「更」を○で囲んで表示します。
------------------	---

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	本年中に支出した報酬や料金について徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。
---------------------	---

主な減価償却資産の耐用年数表

〈建築物〉		
構造・用途	細 目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24
	店舗用・住宅用のもの	22
	飲食店用のもの	20
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの	12
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	15
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	20
	飲食店用のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	15
	公衆浴場用のもの	11
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	14
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50
	住宅用のもの	47
	飲食店用のもの	
	延面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	34
	その他のもの	41
	旅館用・ホテル用のもの	
	延面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	31
	その他のもの	39
	店舗用・病院用のもの	39
	車庫用のもの	38
	公衆浴場用のもの	31
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	38
れんが造・石造・ブロック造のもの	事務所用のもの	41
	店舗用・住宅用・飲食店用のもの	38
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	36
	車庫用のもの	34
	公衆浴場用のもの	30
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	34
金属造のもの	事務所用のもの	
	骨格材の肉厚が、（以下同じ。）	
	4mmを超えるもの	38
	3mmを超え、4mm以下のもの	30
	3mm以下のもの	22

〈建築物〉のつづき		
構造・用途	細 目	耐用年数
	店舗用・住宅用のもの	年
	4mmを超えるもの	34
	3mmを超え、4mm以下のもの	27
	3mm以下のもの	19
	飲食店用・車庫用のもの	
	4mmを超えるもの	31
	3mmを超え、4mm以下のもの	25
	3mm以下のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	
	4mmを超えるもの	29
	3mmを超え、4mm以下のもの	24
	3mm以下のもの	17
	公衆浴場用のもの	
	4mmを超えるもの	27
	3mmを超え、4mm以下のもの	19
	3mm以下のもの	15
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	
	4mmを超えるもの	31
	3mmを超え、4mm以下のもの	24
	3mm以下のもの	17

〈建物附属設備〉

構造・用途	細 目	耐用年数
アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの	年
	その他のもの	15
店用簡易装置		8
電気設備		3
（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6
給排水・衛生設備、ガス設備	その他のもの	15
		15

〈車両・運搬具〉

構造・用途	細 目	耐用年数
一般用のもの（特殊自動車・次の運送事業用等以外のもの）	自動車（２輪・３輪自動車を除く。）	年 4
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）	
	貨物自動車	4
	ダンプ式のもの	5
	その他のもの	5
	報道通信用のもの	6
	その他のもの	3
運送事業用・貸自動車業用・自動車教習所用のもの	２輪・３輪自動車	2
	自転車	4
	リヤカー	
	自動車（２輪・３輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
	小型車（貨物自動車にあつては積載量が２トン以下、その他のものにあつては総排気量が２リットル以下のもの）	3
	大型乗用車（総排気量が３リットル以上のもの）	5
	その他のもの	4
	乗合自動車	5
	自転車、リヤカー	2
	被けん引車その他のもの	4

〈工 具〉

構造・用途	細 目	耐用年数
測定工具、検査工具 (電気・電子を利用するものを含む。)		年 5
治具、取付工具		3
切削工具		2
型(型枠を含む。)、鍛圧工具、打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム・ガラス成型用金型、鋳造用型 その他のもの	2 3
活字、活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	2
	自製活字、活字に常用される金属	8

〈器 具・備 品〉

構造・用途	細 目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品 (他に掲げてあるものを除く。)	事務机、事務いす、キャビネット	年 15
	主として金属製のもの	8
	その他のもの	
	応接セット	5
	接客業用のもの	8
	その他のもの	8
	ベッド	5
	児童用机、いす	
	陳列だな、陳列ケース	6
	冷凍機付・冷蔵機付のもの	8
	その他のもの	
	その他の家具	5
	接客業用のもの	
	その他のもの	15
	主として金属製のもの	8
	その他のもの	
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
	冷房用・暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器	6
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物	
	小売業用・接客業用・放送用・レコード吹込用・劇場用のもの	3
	その他のもの	6
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	食事・ちゅう房用品	
	陶磁器製・ガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
事務機器、通信機器	謄写機器、タイプライター	3
	孔版印刷・印書業用のもの	5
	その他のもの	
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	4
	その他のもの	5
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホン、放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	6
時計、試験機器、測定機器	デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備	10
	その他のもの	
時計、試験機器、測定機器	時計	10
	度量衡器	5
光学機器、写真製作機器	試験・測定機器	5
光学機器、写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	8
看板・広告器具	看板、ネオンサイン、気球	3
	マネキン人形、模型	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5

〈器 具・備 品〉のつづき

構造・用途	細 目	耐用年数
容器、金庫	ボンベ	年 6
	溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが6 m以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの	8 10 7 3 2
	金庫	
	手さげ金庫 その他のもの	5 20
理容・美容機器		5
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	血液透析・血しょう交換用機器	7
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	その他のもの	
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器	4
	その他のもの	6
	その他のもの	
	陶磁器製・ガラス製のもの	3
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
娯楽・スポーツ器具	たまつき用具	8
	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具、射的用具	
	ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具	2 5
	スポーツ具	3

〈機 械・装 置〉

設備の種類	細 目	耐用年数
食料品製造業用設備		年 10
飲料・たばこ・飼料製造業用設備		10
繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	3 7 7
木材・木製品（家具を除く。）製造業用設備		8
家具・装備品製造業用設備		11
パルプ・紙・紙加工品製造業用設備		12
印刷業・印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ・写真・通信設備 その他の設備 その他の設備	4 7 3 10 10
ゴム製品製造業用設備		9
なめし革・なめし革製品・毛皮製造業用設備		9
窯業・土石製品製造業用設備		9
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材・鉄粉製造業・鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄・原鉄・ベースメタル・フェロアロイ・鉄素形材・铸铁管製造業用設備 その他の設備	5 9 14
金属製品製造業用設備	金属被覆、彫刻業・打はく、金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
林業用設備		5
鉱業・採石業・砂利採取業用設備	石油・天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	3 6 12 6
総合工事業用設備		6
倉庫業用設備		12
運輸に附帯するサービス業用設備		10
飲食料品卸売業用設備		10
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備	ガソリン・液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	8 17 8
宿泊業用設備		10
飲食店業用設備		8
洗濯業・理容業・美容業・浴場業用設備		13
その他の生活関連サービス業用設備		6
自動車整備業用設備		15

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表 2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用年数	平成19年3月31日以前取得		耐用年数	平成19年4月1日以後取得		耐用年数	平成19年3月31日以前取得		平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			耐用年数	平成19年3月31日以前取得		平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
	旧定額法償却率	定額法償却率		旧定額法償却率	定額法償却率		旧定率法償却率	250%定率法償却率	改定償却率	保証率	旧定率法償却率		改定償却率	保証率	旧定率法償却率	250%定率法償却率	改定償却率	200%定率法		
																		償却率	改定償却率	保証率
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038	2	0.684	1.000	—	—	1.000	—	—	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036	3	0.536	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035	4	0.438	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034	5	0.369	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366
6	0.166	0.167	31	0.033	0.033	6	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286
7	0.142	0.143	32	0.032	0.032	7	0.280	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031	8	0.250	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030	9	0.226	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029	10	0.206	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028	11	0.189	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028	12	0.175	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027	13	0.162	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026	14	0.152	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860
15	0.066	0.067	40	0.025	0.025	15	0.142	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
16	0.062	0.063	41	0.025	0.025	16	0.134	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
17	0.058	0.059	42	0.024	0.024	17	0.127	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
18	0.055	0.056	43	0.024	0.024	18	0.120	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884	0.052	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
19	0.052	0.053	44	0.023	0.023	19	0.114	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693	0.051	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023	20	0.109	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486	0.050	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022	21	0.104	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335	0.049	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022	22	0.099	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182	0.048	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021	23	0.095	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052	0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021	24	0.092	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969	0.046	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020	25	0.088	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841	0.050	0.045	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440
26	0.039	0.039				26	0.085	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716							

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

令和元年10月1日から、消費税率の引上げに合わせて
軽減税率制度が実施されました

○ 日々の経理において帳簿を作成する際、売上げや仕入れについて、取引ごとの税率(軽減税率(8%)・標準税率(10%))により、区分経理を行うことが必要となります。

消費税の申告書を作成する際のポイント

青色申告決算書等には税率ごとの区分がないため、青色決算書等からは消費税の申告書の作成ができません。
消費税の申告書を作成する際は、区分経理された帳簿等を基に、課税取引金額計算表を作成しておくとう便利です。

○ 売上に軽減税率の対象品目がある場合、税率ごとに区分して合計した対価の額が記載された請求書等(区分記載請求書等)の発行が必要となります。

※ 免税事業者の方も、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率(8%)の対象品目

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

⇒ 軽減税率制度の詳細については、チラシやパンフレットのほか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

【制度実施後の税務関係書類の例】

課税取引金額計算表

(令和 年分)		(事業所得用)									
科 目	決 算 額	Aのうち課税取引に ならないもの(※1)		課税取引金額 (A - B)		R1.9.30以前(※2) うち旧税率 6.3%適用分		R1.10.1以後(※2)			
		A	B	C	D	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	E	F		
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
売上原価	期首商品棚卸高	②									
	仕入金額	③									
	小 計	④									
	期末商品棚卸高	⑤									
	差 引 原 価	⑥									
差 引 金 額	⑦										
費		⑧									
		⑨									
		⑩									
		⑪									
		⑫									
		⑬									
		⑭									
		⑮									
		⑯									
		⑰									
雑 費	⑱										
計	⑲										
差 引 金 額	⑳										
	㉑+㉒										

売上金額を税率ごとに分けて記載

仕入金額や経費を、項目ごと・税率ごとに分けて記載

この計算書などを作成するためには
「区分経理」が必要です。